

物 品 売 買 契 約 書

物品の売買について、高松市（以下「売出人」という。）と〇〇〇〇（以下「買受人」という。）とは、次の条項により契約を締結した。

（目的）

第1条 売出人は、その所有する次に掲げる物品（以下「物品」という。）を買受人に売り渡し、買受人は、これを買受ける。

	車体形状	数量	年式	車名	車両番号
1		1台			
2		1台			
3		1台			

（代金）

第2条 物品の売買代金（以下「代金」という。）の額は、金 円（うち消費税及び地方消費税の額 円）とする。

（契約保証金）

第2条の2 買受人は、この契約の締結と同時に、売出人が発行する納入通知書により、売出人が指定する額の契約保証金を納付しなければならない。

（代金の支払）

第3条 買受人は、売出人が発行する納入通知書により、売出人が指定する日までに売出人に代金を支払わなければならない。

（所有権の移転）

第4条 物品の所有権は、買受人が代金（第8条の遅延利息がある場合は、これを含む。）を完納した時に、売出人から買受人に移転するものとする。

2 買受人は、売出人又はその職員の指示に従い、所有権の移転登録をしなければならない。

（物品の引渡し）

第5条 物品は、前条の規定により物品の所有権が売出人から買受人に移転した後、次項の引渡場所において、売出人の職員及び買受人又はその指名する者の立会いの上、現状で引き渡すものとする。この場合において、買受人は、所有権の移転登録後の登録識別情報等通知書又は自動車検査証を持参しなければならない。

2 物品の引渡場所及び搬出期限は、次のとおりとする。

（1）引渡場所 高松市庵治町3325番地3 高松市庵治清掃工場跡地

（2）搬出期限 令和3年9月17日（金）午後5時

3 買受人は、売出人から物品の引渡しを受けたときは、売出人に当該物品の受領証を提

出するものとする。

- 4 買受人は、物品の引き取りについては、売払人又はその職員の指示に従わなければならない。

(物品の譲渡等の禁止)

第6条 買受人は、物品の引渡しを受ける前に、物品を第三者に譲渡し、又は担保の目的に供してはならない。

(物品に表示された文字等の消去等)

第7条 買受人は、物品の引渡し後、売払人が指定する期限までに、物品に表示されている文字、図形、記号等のうち売払人が指定したものを取り外し、又は塗装等を行うことにより、当該文字、図形、記号等を消去する措置を講じなければならない。

- 2 買受人は、売払人が指定した期限までに、前項の措置の完了を確認することができる写真を売払人に提出しなければならない。

(遅延利息)

第8条 買受人は、第3条に規定する期限内に代金を完納しなかったときは、当該期限の翌日から未支払金を納付する日までの期間の日数に応じ、当該未支払金額に年2.5パーセントの割合を乗じて得た金額を遅延利息として売払人に支払わなければならない。

(違約金)

第9条 買受人は、自己の責めに帰すべき理由により、第5条第2項に規定する搬出期限までに物品を搬出しないときは、当該期限の翌日から搬出する日までの期間の日数に応じ、代金の額から搬出をした部分に相当する額を控除した額につき年2.5パーセントの割合を乗じて得た額を違約金として売払人に支払わなければならない。

(危険負担)

第10条 買受人は、この契約締結の時から第4条第1項に規定により物品の所有権が移転する時までの間において物品に関し生じた損害（第三者に及ぼした損害及び天災その他不可抗力による損害を含む。）は、買受人の責めに帰すべき事由により生じたものを除き、すべて売払人の負担とする。

- 2 売払人、買受人双方の責めに帰することができない事由により第4条第1項の規定により物品の所有権が移転するまでの間に、物品が滅失し、又は損傷した場合には、買受人は契約を解除することができる。

(担保責任)

第11条 買受人は、この契約締結後、物品に数量の不足又は隠れた^{かし}瑕疵のあることを発見しても、代金の減免若しくは損害賠償を請求し、又はこの契約を解除することができない。

(売払人の任意解除権)

第12条 売払人は、第4条第1項の規定により物品の所有権が移転する時までの間は、

第14条第1項又は第15条第1項の規定によるほか、必要があるときは、この契約を解除することができる。

- 2 売払人は、前項の規定によりこの契約を解除したことにより買受人に損害を及ぼしたときは、その損害を賠償しなければならない。損害賠償の額は、売払人と買受人とが協議して定める。

(不当要求行為を受けた場合の措置)

第13条 買受人は、この契約の履行に当たっては、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 暴力団等から不当要求行為を受けた場合は、毅然として拒否し、その旨を速やかに売払人に報告するとともに、所轄の警察署に届け出ること。
 - (2) 暴力団等から不当要求行為による被害を受けた場合は、速やかに売払人に報告するとともに、所轄の警察署に被害届を提出すること。
- 2 前項において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に掲げるところによる。

- (1) 暴力団等 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この号及び第15条第1項第7号において同じ。）、暴力団関係者（暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下この号において同じ。）又は暴力団員以外の者で、暴力団と関係を持ちながら、その組織の威力を背景として同法第2条第1号に規定する暴力的不法行為等を行うもの若しくは暴力団に資金等を供給すること等によりその組織の維持及び運営に協力し、若しくは関与するものをいう。第15条第1項第7号において同じ。）その他不当要求行為を行う全ての者をいう。

- (2) 不当要求行為 不当又は違法な要求その他この契約の適正な履行を妨げる一切の不当又は違法な行為をいう。

(売払人の催告による解除権)

第14条 売払人は、買受人が次の各号のいずれかに該当するときは、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、この契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

- (1) 正当な理由なくこの契約に定める義務を履行しないとき、又は当該履行期間経過後相当の期間内に履行の見込みがないと認められるとき。
- (2) この契約の締結又は履行について買受人に不正の行為があったとき。
- (3) 前2号に掲げる場合のほか、買受人がこの契約に違反したとき。

- 2 売払人は、代金の納入後において、第1項の規定によりこの契約が解除されたときは、当該解除に伴い買受人が行うべき原状回復があった後、売買代金を返還する。

- 3 買受人は、第1項の規定による契約の解除により損害を受けた場合であっても、その

損害の賠償を売払人に請求することができない。

(売払人の催告によらない解除権)

第15条 売払人は、次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。

- (1) 第6条の規定に違反したとき。
- (2) 買受人が債務の履行を拒絶する意思を明確に表示したとき。
- (3) 買受人の債務の一部の履行が不能である場合又は買受人がその債務の一部の履行を拒絶する意思を明確に表示した場合において、残存する部分のみでは契約をした目的を達することができないとき。
- (4) 物品の性質や当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行をしなければ契約をした目的を達することができない場合において、買受人が履行をしないでその時期を経過したとき。
- (5) 前4号に掲げる場合のほか、買受人がその債務の履行をせず、売払人が前条の催告をしても契約をした目的を達するのに足りる履行がされる見込みがないことが明らかであるとき。
- (6) 買受人がこの契約の解除を申し出たとき。
- (7) 買受人が次のいずれかに該当するとき。

ア 代表一般役員等（買受人の代表役員等（買受人が個人である場合にはその者を、買受人が法人である場合には代表権を有する役員（代表権を有すると認めるべき肩書を付した役員を含む。）をいう。以下このアにおいて同じ。））、一般役員等（法人の役員（執行役員を含む。））又はその支店若しくは営業所（常時物品に係る契約を締結する事務所をいう。）を代表する者（代表役員等に含まれる場合を除く。）をいう。）又は経営に事実上参加している者をいう。以下この号において同じ。）が暴力団関係者であると認められるとき。

イ 代表一般役員等が、業務に関し、自社、自己若しくは第三者の不正な財産上の利益を図るため又は第三者に債務の履行を強要し、若しくは損害を加えるため、暴力団又は暴力団関係者を利用したと認められるとき。

ウ 代表一般役員等が、暴力団又は暴力団関係者に対して、名目のいかんを問わず、金銭、物品その他の財産上の利益を与え、又は便宜を供与したと認められるとき。

エ 代表一般役員等が、暴力団又は暴力団関係者と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

オ この契約に関し、買受人が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下この号において「独占禁止法」という。）第3条の規定に違反し、又は買受人が構成事業者である事業者団体が独占禁止法第8条第1号の規定に違反したことにより、公正取引委員会が買受人に対し、独占禁止法第7条

の2第1項（独占禁止法第8条の3において準用する場合を含む。）の規定に基づく課徴金の納付命令（以下この号において「納付命令」という。）を行い、当該納付命令が確定したとき（確定した当該納付命令が独占禁止法第63条第2項の規定により取り消された場合を含む。）。

カ この契約に関し、納付命令又は独占禁止法第7条若しくは第8条の2の規定に基づく排除措置命令（これらの命令が買受人又は買受人が構成事業者である事業者団体（以下このカ及びキにおいて「買受人等」という。）に対して行われたときは、買受人等に対する命令で確定したものをいい、買受人等に対して行われていないときは、各名宛人に対する命令全てが確定した場合における当該命令をいう。キにおいて「納付命令又は排除措置命令」という。）において、この契約に関し、独占禁止法第3条又は第8条第1号の規定に違反する行為の実行としての事業活動があったとされたとき。

キ この契約に関し、納付命令又は排除措置命令により、買受人等に独占禁止法第3条又は第8条第1号の規定に違反する行為があったとされた期間及び当該違反する行為の対象となった取引分野が示された場合において、この契約が、当該期間（これらの命令に係る事件について、公正取引委員会が買受人に対し納付命令を行い、これが確定したときは、当該納付命令における課徴金の計算の基礎である当該違反する行為の実行期間を除く。）に入札（見積書の提出を含む。）が行われたものであり、かつ、当該取引分野に該当するものであるとき。

ク この契約に関し、買受人（法人にあっては、その役員及び使用人を含む。ケにおいて同じ。）の刑法（明治40年法律第45号）第96条の6又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号の規定による刑が確定したとき。

ケ この契約に関し、買受人の刑法第198条の規定による刑が確定したとき。

2 前条第2項及び第3項の規定は、前項の規定によりこの契約を解除した場合について準用する。

（売払人の責めに帰すべき事由による場合の解除の制限）

第16条 売払人は、第14条第1項各号又は前条第1項各号に定める場合が売払人の責めに帰すべき事由によるものであるときは、第14条第1項及び前条第1項の規定による契約の解除をすることができない。

（売払人の損害賠償請求等）

第17条 売払人は、次の各号のいずれかに該当するときは、これによって生じた損害の賠償を請求することができる。

（1） 第14条第1項又は第15条第1項の規定により、この契約が解除されたとき。

（2） 前号に掲げる場合のほか、買受人が債務の本旨に従った履行をしないとき又は債務の履行が不能であるとき。

2 次の各号のいずれかに該当するときは、前項の損害賠償に代えて、買受人は、契約代金額の10分の1に相当する額を違約金として売払人の指定する期間内に支払わなければならない。

(1) 第14条第1項又は第15条第1項の規定により物品の所有権が移転する時までの間にこの契約が解除されたとき。

(2) 物品の所有権が移転する時までの間に、買受人がその債務の履行を拒否し、又は買受人の責めに帰すべき事由によって買受人の債務について履行不能となったとき。

3 次の各号に掲げる者がこの契約を解除した場合は、前項第2号に該当する場合とみなす。

(1) 買受人について破産手続開始の決定があった場合において、破産法（平成16年法律第75号）の規定により選任された破産管財人

(2) 買受人について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定により選任された管財人

(3) 買受人について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法（平成11年法律第225号）の規定により選任された再生債務者等

4 第1項各号又は第2項各号に定める場合（前項の規定により第2項第2号に該当する場合とみなされる場合を除く。）がこの契約及び取引上の社会通念に照らして買受人の責めに帰することができない事由によるものであるときは、第1項及び第2項の規定は適用しない。

5 第2項の場合（第15条第1項第6号の規定により、この契約が解除された場合を除く。）に該当する場合において、第2条の2の規定により契約保証金の納付が行われているときは、売払人は、当該契約保証金をもって同項の違約金に充当することができる。

第18条 買受人は、第15条第1項第7号オからクまでのいずれかに該当するときは、売払人がこの契約を解除するかどうかにかかわらず、賠償金として、契約代金額の10分の2に相当する額を売払人の指定する期間内に支払わなければならない。

2 前項の規定は、この契約が完了した後においても適用があるものとする。

3 前2項の規定は、売払人に生じた損害の額が第1項に規定する賠償金の額を超える場合においては、売払人がその超過額につき賠償を請求することを妨げるものではない。

（契約の費用）

第19条 この契約の締結及び履行等に関して必要な一切の費用は、全て買受人の負担とする。

（疑義等の決定）

第20条 この契約について疑義が生じたとき又はこの契約に定めのない事項については、売払人と買受人とが協議して定める。

この契約の証として、本書2通を作成し、当事者記名押印の上、各自1通を保有する。

令和3年 月 日

売払人 高松市
高松市長

買受人 住所
氏名